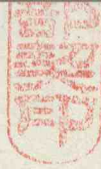


2010年日本 APEC 開催に伴う航行自粛等の協力依頼について

このたび第三管区海上保安本部長より、標記の件につきまして別紙の通り周辺地域の航行自粛方の協力依頼がありましたので、この段ご協力下さいますようお願いを致します。

以上

平成22年9月8日
全国海運組合連合会



三警警第82号の2
三交企第61号の2
平成22年8月31日



全国海運組合連合会 殿

第三管区海上保安本部長

井下田 廣明



2010年日本APEC開催に伴う航行自粛等の協力依頼について
時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素から海上保安業務に特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、既知のとおり、本年11月、横浜市において「2010年日本APEC」首脳等
会議が開催されることとなっております。
これに伴い第三管区海上保安本部としましては、過去のAPECにおいて、様々な妨害
活動が行なわれていること等に鑑み、横浜市で開催されます首脳会議等が、平穏かつ安
全に行われるよう、期間中の会議場周辺海域等において厳重な海上警備を実施するとと
もに、併せて会議場周辺及び各国要人の利用が想定される東京国際空港周辺の一定の海
域においては、船舶航行の自粛をお願いすることとしております。
しかしながら、海上警備に万全を期すためには、当庁の警備のみならず、自主警備の
強化等、皆様のご理解とご協力が不可欠であると考えております。
つきましては、貴団体傘下の船舶・事業所等関係する皆様に対して、別添リーフレッ
トのとおり、自主警備の強化及び不審事象の通報並びに船舶の航行自粛等につきまして
周知・徹底を図って頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。
なお、リーフレットにつきましては、当管区のホームページに掲載しておりますので、
関係の皆様にご周知いただきますよう併せてお願い申し上げます。
また、警備情勢の変化等により、今後更なる警備強化の必要性が生じた場合は、改め
て連絡させていただきますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

第三管区海上保安本部ホームページアドレス

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/>

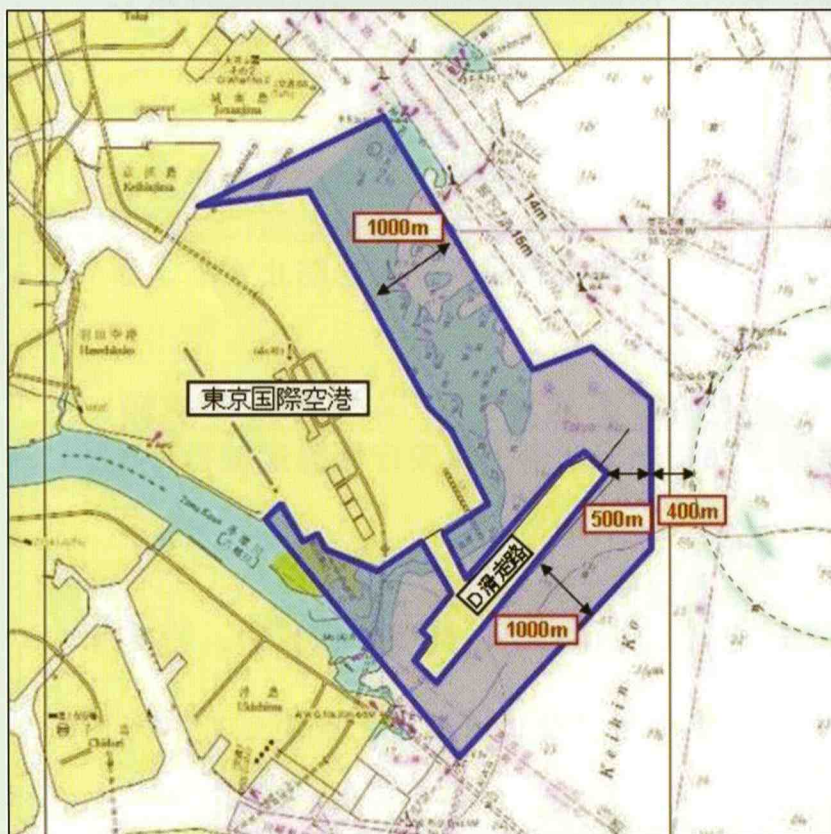
2010年日本APEC横浜開催における

船舶の航行自粛に関するお願い！

第三管区海上保安本部・東京海上保安部

APEC(アジア太平洋経済協力)首脳会議等の各種会議が、平成22年11月7日(日)から11月14日(日)までの8日間、横浜市で開催されることから、会議開催期間を中心に、巡視船艇等により東京湾内海域の警戒を強化することとしています。

また、同期間及びその前後期間については、各国要人の東京国際空港利用も予想されることから、以下の東京国際空港周辺海域の航行自粛のほか裏面のお願い事項につき、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



【航行自粛のお願い】

多数の要人の来日、離日が予想される11月7日(日)から11月16日(火)の間中は、要人が東京国際空港を利用するため、左図に示す青い線で囲まれた海域では、航行の自粛をお願いいたします。

この期間中は、巡視警戒を実施している、巡視船艇等の指示に従って下さい。

ご協力よろしく
お願いします



■ 東京海上保安部 連絡先 ■

〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11

警備救難課 03-5564-2021
航行安全課 03-5564-2023
管理課 03-5564-1118

■ 海上保安庁緊急通報番号 ■

海の「もしも」は118番

2010年日本APEC横浜開催における

船舶の航行自粛に関するお願い！

第三管区海上保安本部・横浜海上保安部

APEC(アジア太平洋経済協力)首脳会議等の各種会議が、平成22年11月7日(日)から11月14日(日)までの8日間、パシフィコ横浜で開催されます。

このため、会議開催期間を中心に、巡視船艇等によるパシフィコ横浜周辺海域の警戒等を実施します。これに伴い、下図に示す赤線で囲まれた海域において、一般船舶の航行自粛のほか、裏面のお願い事項につき、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。



【航行自粛期間】
11月7日(日)から11月14日(日)まで
※なお、自粛期間、海域については変更することがあります。

この期間中は、巡視警戒を実施している巡視船艇等の指示に従って下さい。



■ 横浜海上保安部 連絡先 ■
〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港1丁目2番1号
横浜海上保安部
警備救難課 045-201-4522

■ 海上保安庁緊急通報番号 ■
海の「もしも」は118番

海上保安部からのお願い事項！

立入検査、出港時検査等への協力依頼

航行自粛海域の周辺においては、警戒中の巡視船艇が航行中の船舶に停船を求め、海上保安官が行き先確認等のため立入検査や質問を行うことがあります。

また、航行自粛海域の周辺から出港する場合には、あらかじめ、海上保安官が船に立ち入って、船内に爆発物が仕掛けられていないかなどの確認を行うことがありますのでご協力をお願いします。

小型ボートの適切な管理

皆様が管理される船舶に爆発物が仕掛けられたり、船舶を盗まれ、これを使用して犯罪に及ぶことが考えられます。船の戸締まりの励行やエンジンキーの確実な保管などに努め、船舶や舶用品の盗難防止に注意してください。

港湾施設の適切な管理

皆様が管理される施設に爆発物が仕掛けられたり、当該施設が犯罪供用船舶への乗下船等に使用される可能性があります。係留施設については、自主警備・管理体制を強化して、不審者の侵入などを防止するようにお願いします。

海上における不審者、不審船舶等を発見した場合の通報依頼

次のような場合には、東京海上保安部又は海上保安庁緊急通報番号118番に通報して下さい。

- (1) 船体又は船外機やGPSなどが盗難にあった。
- (2) 知らない人や団体から、船を貸して欲しい、売って欲しい、船で港を案内して欲しいと頼まれた。
- (3) ひと気のない河川や港湾で、トラッククレーンなどを使ってボートを降ろしているのを発見した。
- (4) 行動の不審な者や船舶を発見した。

■ 東京海上保安部 連絡先 ■

〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11

警備救難課 03-5564-2021
航行安全課 03-5564-2023
管理課 03-5564-1118

■ 海上保安庁緊急通報番号 ■

海の「もしも」は118番